

村上範致「安政丙辰聞見雜記 三」 翻刻(2)

佐久間 永子 鵜飼 尚代

本稿は、幕末の田原藩士村上範致〔文化五年（一八〇八）—明治五年（一八七二）¹〕が記した「安政丙辰聞見雜記 三」（田原市博物館所蔵）全七十九丁の内、二十八丁ウラから五十六丁オモテの翻刻であり、佐久間・鵜飼（二〇二二）²「村上範致「安政丙辰聞見雜記 三」 翻刻（一）」²の続編にあたる。紙面の都合で、全丁を三分割した中間部分に相当する丁を掲載する。

安政丙辰（三年（一八五六））における範致の状況は、佐久間・鵜飼（二〇二二）において述べており、ここでは詳細を避けるが、二月には側用人仮役を命じられ³、藩の中枢への入り口に立つこととなった。

一方、江戸幕府にとって一八五六年は、外交面では、米総領事ハリスの下田駐在を許可するに至り⁴、国内においては、講武所が正式に開所された⁵。また、範致の師である高島秋帆は、十一月に幕府砲術指南を命じられた⁶。

次に記事についても触れてみたい。

原本の小題に「粵匪大略」⁷とあるのは、清国で起きた太平天国の乱（一八五—一六四）の経緯を詳細に記録したもの

である。

書翰と見受けられる記事もある。「青木一郎大夫重威」の名と花押が記され、「村上定平様 侍史」とあり、桑名藩士青木一郎大夫重威から範致への書翰六丁にわたるもので書翰としては非常に長文である。内容は高島秋帆の消息の確認、亜国漂流記の拝借の依頼、蝦夷地等の情報の提供等である。青木重威は「七十一歳」、範致は四十八歳である。仕える藩を異にし年齢差もある両者の間でも、情報が交換されている。範致が情報を収集する一つの形を見ることができるのである。

観光丸や異国船について書かれた浦触書、スクネール船の様子、外国事情、異人の性格など対外的な事象が各丁に散見されるが、藩領内の大草村における漁で網にかかった大魚（蛇）の咄や蠟燭の作成方法、水府老公（徳川斉昭）に献上された人形人參の咄等、生活感のある記録も見られる。

外国事情については、外国船入津の様子やその目的、英人の日本での行動が記されているが、中でも英人の蛮行の様子が多く記されている。

また、武将の逸話や武士として、人としての心得や戒めを記した記事もある。これらの記事が安政三年の事象と範改の中でどう結びつくのか、今後の課題としたい。

安政五丁巳（一八五七）と記された記事も掲載されており、この事由についても、今後の課題としたい。

本稿に掲載する翻刻は、「村上範致古記録研究会」における輪読作業の成果である。なお、内容を整理する意味で、内容ごとに通し番号（各冊子ごとの通し番号）を付し、内容紹介にあたる標題もそれぞれに付した。標題はまとめて翻刻の前に置く。この標題は、ささの「目次項目案」¹⁰を再考し改訂したものである。

「安政丙辰聞見雜記 三」 標題一覽（二十八丁ウラから五十六丁オモテまで）

- ⑳ 粵匪大略（咸豐四年甲寅夏五）
- ㉑ 青木一郎大夫重威からの書翰
 - 1 高島秋帆らの消息
 - 2 去月二十五日江戸表の大雨による藩邸被害
 - 3 勇次郎・作藏の亞国漂流記拝借依頼
 - 4 仙台・秋田・南部・津輕侯の蝦夷地陣屋造立
 - 5 丙辰函館風説
 - 6 佐藤玄海の海防策の著作について
- ㉒ 丁巳三月七日赤羽根村より差出触写
- ㉓ 浦触書の写
- ㉔ 下田奉行岡田備中守、米利人にあやまる
- ㉕ 蝦夷人の性分
- ㉖ 大砲は西洋製、陣屋は家政の法
- ㉗ 天明八年五月松平定信の自在鍵にまつわる逸話
- ㉘ 或人の書翰中の名言
- ㉙ 美濃の人のいましめの歌
- ㉚ 心の僻み十条

- ③1 覚悟ある人は事変に臨みて驚かず
- ③2 立花竜虎斎の息女への教え
- ③3 黒田如水の儉
- ③4 板倉周防守の配慮
- ③5 経学歌仙十八首
- ③6 丁巳江戸評判 閣老刀剣目利
- ③7 辰五月二十四日頃信州諏訪様領地で旋風
- ③8 辰六月下旬大草村で蛇が漁網にかかる
- ③9 辰春箱館で英人と南部侯臣下と刃傷沙汰
- ④0 英人が日本人の銃砲演習を誤解
- ④1 亜船コンシルが相公へ呈書
- ④2 仏船十艘下田に着船
- ④3 辰九月水府老公に献上された人形人參
- ④4 スクネール船の堅剛さ
- ④5 蠟燭の作り方
- ④6 櫛の植え方
- ④7 英国が亜国同様の取扱を願う
- ④8 辰春箱館で南部藩門番が英人に殺害さる
- ④9 魯船積載の長角鉄の使途

- ⑤0 辰九月二十六日桂小五郎宛手紙
- ⑤1 箱館における英人の傍若無人な行動
- ⑤2 英船長崎港に渡来に付き幕府重鎮ら出張
- ⑤3 英国が日本各所に商館建設を要求
- ⑤4 長崎入津の異国船増加
- ⑤5 鼠山調練で松平河内守嫡子が薩州陣営に入り騒動
- ⑤6 長崎上陸英人が寺で蛮行、僧らが棒で追出す

【凡 例】

- 一、資料には丁数が付されていない。各頁下方の丁数は便宜的に付したもので、丁の第一行目の下に置いた。
- 一、字配り等、原本の体裁を尊重するようつとめた。
- ただし、内容ごとに行間隔をあげ、通し番号を付した。通し番号は標題に対応する。
- 変則的に置かれた文字等は適宜読みやすい形にした。
- 一、文字の表記については、左記に従うこととする。
 - (1) 漢字は原則として常用漢字を用い、異体字は本字にした。
 - ただし、「ㄣ」は「コト」、「ㄱ」は「トモ」、「メ」は「シテ」、「并」は「并」とし、「斗」は「熨斗」「ばかり」のみに使用した。
 - (2) 固有名詞（地名・人名等）も、常用漢字を用いた。「嶽」はそのまま使用した。
 - (3) 変体仮名は、原則としてひらがなにした。

助詞の「者(は)」「江(え)」「エ」「へ」「而(て)」「ニ」および「并」「而已」は、そのまま用い、ポイントをさげ右寄せにした。

(4) 繰り返し返し記号は、漢字は「々」、ひらがなは「ゝ」「ゞ」、かたかなは「ゝ」「ゞ」にした。二文字以上の場合は、「く」にした。

(5) 「大夫」と「太夫」は、武士の場合は「大夫」とした。

一、漢文の読点、返り点、熟語であることを示す縦棒は原文のとおり表記した。読点、返り点、縦棒の朱書きの部分は太字とした。

一、あきらかに誤字、脱字とおもわれる箇所については改めることを控え、右側に(衍カ)、(脱カ)、(ママ)、(〇カ)と記した。

一、原本に掲載されている傍点、傍線は原則原本のとおり表記した。朱線は、太線で記した。

一、虫損、破損、などで判読不能の場合は、一文字なら□、文字数が不明なら□□で示した。

一、朱書きは、「」で囲みゴシック体にした。

一、修正を意図した塗抹の部分は、原則として翻刻に加えず、修正にしたがって翻刻した。

一、地図は、原本のまま掲載した。

一、文章中の挿絵は、可能な限り原本のとおり位置に掲載した。

一、花押は、(花押)と表記した。



「安政丙辰聞見雜記 三」
の表紙(上)と本文(下)
田原市博物館所蔵

⑳

粵匪大略 咸豐四年甲寅夏五

粵西、山形奇怪、水勢險急、故人心不循良者多、向称多盜之都、而廣東之盜与三廣東土匪相勾結者曰三廣馬、本地之盜則曰三土馬、其名由来久矣、于道光二十年、暎夷滋擾以来、廣東所散之鄉勇、大半為盜者多、而廣西盜素案迭出、然亦多則一二百人為一夥、少者數十人為一夥、搶劫旅行、事主報官、々々不能敵追緊拿、以致盜風日熾、二十九年以後、盜益猖獗、兵益畏縮、即督剿之、大憲威令亦難行、彼時有苟荷目前之計者、始以招安之說進、大憲因恐下其請一時不克剿滅而閭閻被其荼毒無窮、遂許其投誠帶罪立功殺賊自贖、

28 丁ウラ

而招安者相繼矣、惟時各股盜匪均有二名目、曰得勝堂喜

《28丁ウラ10行目上部》

日循姑息之害

於是乎見可不

慎乎

勝堂等一、竄擾田州、奉議、隆安、泗城府、鎮安府等處一、向二

本地富戶一、勤索錢銀、如一處各戶、彙送若干一、即不搶

劫一、名打草開角一、幾于民不聊生矣、道光庚戌三十年七月間、有武

宣縣盜首陳亞桂一聚二千人一搶劫、入修仁荔浦一、二縣官民

俱早逃遁、鄭祖琛中丞調官兵一堵剿、該逆匪仍竄二回

武宣一、至九月抄一、被桂林ノ團練拿獲陳亞桂一余党潰

散、其時潯州桂平之金田墟ニハ、即逆匪洪秀全楊秀清

蕭朝貴馮雲山韋正胡以洗范連德羅亞王等、結二拜

上帝一、會自称太平王一、竟拊于十月内一、起レ事、至桂平

縣之大黃江一豎立大纛旗一謀レ逆勢已鳴張、然該逆匪初

起容易撲滅之時、毫毛不拔、將レ成「斧柯」一、無レ如我兵雖レ壯、

不レ克レ力、遇レ寇隨即逃遁、而習慣自然、故而無振一、頓釀二

《29丁オモテ12行目の上部》

太平習慣其

29丁

勢不振必矣

成該逆匪胆愈大而往来自如、咸豐辛亥元年二月、該流寇竄回金

田賊巢、周天爵中丞撫粵、駐札武宣、督剿亦未成、功、

四月又竄至象州、我軍聞知而追捕、寇已逸、數日矣、近

至六月間、該流寇又竄至武宣懸、我軍復尾其後、六

月初欽差大臣賽尚阿暨達洪河、巴清德兩都統俱奉

命往粵督剿、欽差大臣駐節首城、達巴兩都統帶兵赴

武宣、至八月抄、該流寇又竄出永安城、遂攻城、閏八月初

一日、署知州異、以固守三晝夜、外無救援之兵、城遂被賊

攻陷矣、署牧暨各官員俱被害、是時逆匪約計六七千人

佔永安、城後即築土城、又築炮台、以作固守之計、是時

雲集大兵、咸在武宣、即疾馳赴永安、達巴兩都統咸若病

而去、我兵遂分南北兩軍、馬都統蘭泰領南軍二萬人

駐水竇、向提軍榮領北軍二萬人、駐新墟、兩路夾攻、共望

旦夕克復、而該逆匪詭計百端、頗知兵法、虛實離合、隨

レ施行、我兵總不能克其土城、以致圍攻閱六月、而未奏、功、

該逆匪困城中米塩火約將罄、該逆匪探得西南隅防

堵兵少、遂于二月十七日、突圍而出遁、吾兵克無能禦此

寇、且各營無知無覺、直至二十八日、始悉賊已竄盡、遂追

30丁

竄僅獲洪大全一人、擊死逆匪千人、皆脅從之民、彼非下原
 遂寇慣能打伏者也、惟時統領北軍之向提軍、欲俟探聽
 賊去路再定進止、統領南軍之馬都統、欲乘勝逐北領
 兵前去、向提軍不得不同行、進至山埃險、賊匪伏兵
 四起、遂傷四副將、而兵弁陳亡無算、馬都統僅以身免、
向提軍探悉賊匪欲至荔浦、遂趕回、賊至城數里外、被
向提軍打退、即至馬嶺、此二月廿六日也、不意該匪大慙、竟
 敢作攻省城之計、廿七日至六塘、直撲桂林城下、南城門于
 廿九日、已關閉、惟時人心惶懼、幾難固守、賽中堂曾檄飭
向提軍赴楊州防堵、向提軍探悉賊匪將攻省城、然該
 逆匪已住馬嶺、不能越過、即帶數百人、由間道疾馳而
 刻
 晝夜、山路崎嶇、大雨臨濕、不寢不食、竟于廿九日辰時到
省城、在賊匪之前、城中人聞知無不以手加額、曰省城
 可保、軍民有生路、矣、遂齊心守城、向提軍之未到時、城
中萬民、莫不驚惶、相顧而流淚曰、危在旦夕、死在須臾、
 而向提軍到後、周視城垣、安設炮位、先將東門文昌門
南門、靠城房屋盡行焚燒、定守城章、而安民心、二月初
 九日申刻、賊匪至象鼻山下、吾軍在城上放炮、燒斃

賊一、三更時數百人來攻文昌門西門一、賊用雲梯一扒^{ノボル}城^ニ、喊

声震^レ天、連放^二大炮^一、該匪之驍勇者、從^二雲梯^一扒^二上城堞^一、被我

兵格斃、鎗炮齊施、賊竟不^レ能^レ攻、烘死賊匪不少、至三更賊

始退去、是夜城中守夜嚴密、拿獲^シ奸細^シ十名、三月朔日

三更時、殺死扒城賊一名一、初三日賊匪復出數百人、攻文昌

門南門、用濕棉荅包卓子^一、頭頂之而上雲梯、以避火葯包、

被^二我兵用石擊墜^一、而死者百余人、該匪逆踉蹌遁去、拋棄

大炮三尊、初五日復來攻文昌門、被我兵炮斃數十人、自後賊

匪每夜有數人、潛來扒^レ城、皆擊死、初八日以後、賊匪惟往

來象鼻山^一、佔牛山等處、并來攻城、々中人咸以該匪必有^二

詭計^一、無不惴々、至三月二十七日亥刻、賊匪齊用呂公攻車^一

一攻文昌門^一、一攻南門^一、攻車之製、高与城齊、寬二丈、上可

用百人、每車有雲梯七具可連袂而上、有^二數層^一、每層可

用百人、第二層儲滿火葯、以^二口^ニ近^一城、兜我城上、燒我兵、且攻

文昌門之車、賊方飛火葯包、時我兵亦飛火葯包^一、連飛三

個、適入其第二層火葯包中、遂引起火葯、洪燒攻車、該匪

避火不暇、燒死烘斃無數、余皆逸去、其攻南門之車、離城

二三十步、適開大炮、中車之項、而撲賊匪、遂紛々而散、烘

斃者不少、當賊來攻時、城中人万分惶惧、以為^レ危在^二頃刻^一、

31
丁

竟於頃間破之、賊用計兩旬而我軍得勝、在二片時^一、非神佑

而能然乎、由是賊氣稍沮、二十八九日、秦常兩鎮連獲勝仗、

超水勇亦攻象鼻山、賊勢稍促、四月初一日二更、復來攻文

昌門南門、不過作殿後之計、至三五更、全行竄去、省城圍遂解、

二十七日之半夜、如北門大兵能齊來擊賊之尾、或可殲旃、

向提軍每夜在城上守禦、炮子俱從左右過、扼拿獲之賊供^{クニガキ}、

云与見向提軍兩旁、有二兩道人^一、用レ扠一揮、炮不^レ能^レ中、豈非天

佑斯人、四月竄入湖南興安全州、烏蘭泰陣亡、向提軍患

病不能從征、綏靖鎮總兵加提督銜和春進剿、廣西巡撫

鄒鳴鶴革職、勞崇光補授、呂股、湖南郴州、賊匪劉代偉

夤夜入城、劫獄戕官、署州吳礼箴殺死、經兩湖總督程裔采

參將積拉明阿、生擒劉代偉、四月初六日、全州知州曾燮培、

參將揚映河、及文武大小員弁紳民等、固守十余昼夜、火

葯彈子將尽、被賊地雷烘破城牆、遂陷、殉難陣亡、文武大小官

員三十一員、賊匪因百姓幫同固守、屠戮殆尽、二十五日、竄

至道州城外、提督余万清帶兵出城而去、城遂失陷、遊擊

瞿我謙不知去向、湖南軍務命賽尚阿程裔采、廣西軍務^マ

命賽尚阿程裔采、廣西軍務命徐廣縉勞崇元接弁、興安

失守、永安州城失守、平樂洲副將阿弥精殉難、五月駱秉章

32丁

來京、呂候簡用、湖南巡撫張亮基補授、湖北巡撫常大淳補授、六月初十日、波山艇匪、經徐廣縉飭高廉道、沈棣輝、候補知府郭超凡、參將劉開泰各將弁、將匪船全數殲除、十三日、道州分竄賊匪、勾結土匪竄入江夏、復撲永明、永明失守、十五日、經賽尚阿、程喬采、飭常祿、和春、秦定、收復道州、永明、江夏、三城、二十七日、賊匪由下灌地方、擁入嘉禾、經和春、常祿分路進攻、於七月初一日、逼近峽城、奪門而入、賊匪於二十九日、已入桂陽州城、我兵於初三日、跟踪進剿、桂陽、竄出、又陷彬州、并州、匪徒二千余人、其勢猖獗、行踪詭秘、行走甚速、於初五日酉刻、來陽、失守、次日、擄船、直抵長沙、業已、困安仁、攸、醴陵、峽、江西萍鄉、徐廣縉、迅赴湖南、衡州、會同、剿弁、徐廣縉、奏參、籍病規避之提督、向榮、革職、發往新疆、効力贖罪、賽尚阿、程喬采、略乘章均、該為革職、留住、羅繞典、補授、湖北巡撫、江西巡撫、張芾、捕授常大淳、為山西巡撫、賽尚阿、身為、總師、調度乖方、總由、號令不嚴、着即革職、拿問、由徐廣縉、派員、解刑部、治罪、程喬采、總制、兩湖、特命、湖南、督弁、防堵、一年之久、何至、任賊竄越、竟由、道州、郴州、永興、直撲、長沙、省城、遽返、長沙、繼復、株、衡州、一籌、莫展、即行、革職、仍留、軍營、弁理、糧台、事務、着徐廣縉、授為、欽差、大臣、接授、閩防、並署、湖、廣、總督、

33丁

九月、賊匪欲撲省城、經羅繞典、張亮基、鮑起豹、駱秉章和

春向榮斬擒五百余名、困遂解、二十五日、和春戰於妙高峰^一、

二十六日、張國樑會攻浮橋、二十九日、賊匪二三千人蜂擁直撲

省城、副將鄧紹長大呼躍出斃賊四百余人、賊始敗去、十月

初二日賊匪於省城南、越城外暗伏地雷、突出二三千人、向城

開放鎗炮、和春同候補知府江忠源等、合力沖殺賊匪三百

余名、此次賊匪暗伏地雷、連撲省城、俱經殺退、十九日夜間、賊全股渡

河西竄、二十日至牛頭山、殺死坐轎賊目、偽翼王石大剷生擒偽軍師

黃店祥、斬獲賊匪一千余名、現竄至寧鄉縣、又竄岳州、將竄湖

北、十一月、賊至漢陽城、城已失陷、現在武昌省城內、調任山西巡撫常

大淳在內、城外民房、出示放火、燒成白地、城內官兵、嚴守漢陽

與漢鎮、賊匪將監船、頭尾接連、以作浮橋、車馬能行、十二月

中旬、賊暗挖地道城牆下、埋地雷烘塌城牆、遂致失陷、常大

淳遇難、賊匪盤踞武昌、搶劫大小江船千余隻、收集兩湖煤

山、亡命并脅從之徒、共有數萬人、聲勢猖獗、欲為南下之

勢、欽命兩江總督陸建瀛、駐紮九江、并帶文武員弁守禦各

要隘口、嚴防禦敵、會剿賊匪、并諭江西巡撫張芾、安徽巡撫

蔣文慶、迅飭弁兵、嚴防隘口、統歸陸建瀛調度、江蘇巡撫楊

文定住南京接應、自九江內外、太平、蕪湖、大小孤山、節々水陸皆

有重兵鎮守、故南京揀選精兵皆調九江去矣、守城所剩無幾、蘇州常州調去之兵亦不多、惟滿州駐防兵未動、賊匪竟於三年正月初旬、去武昌水陸尽行南下、咸豐癸丑總兵恩長在武

穴地方、迎戰、竟無兵接應、遂致失利、陸建瀛聞信竟不

顧九江為三省門戶重地、竟單身逃回、炮位兵糧兵餉棄之不

理、各要隘之防兵聞陸建瀛已回南京、亦無戰守明文、不

知所以諒、賊匪勢大不敢迎戰、以各自保守專汎無留一處、

三省人心惶々、十八日夜、陸建瀛紅隻抵省、十九日黎明進

城、遂致合城紳民一時驚擾紛々遷移、將軍祥厚藩司祁宿

藻提督福珠洪河前任廣西巡撫鄒鳴鶴請下仍趕緊統帶

舟師上遊迎擊、以顧門戶不理、竟晏坐衙省三日無信、又楊

文定執意籍詞、保守移駐鎮江、祥厚祁宿藻勸詛再三

挽留、竟於二十二日清晨、不顧安危、防守重務委之而去、民心

更驚慌、更多遷移、雖經出示安民、而民心惶々、不能安靜、無

如城大兵寡、至於祁宿藻、身無兵權、心甚焦灼、商之陸建瀛、

不出一言、晝夜劃策、遂致吐血、賊之來信、日緊一日、至二十八日、

嘔血而亡、祥厚將駐防兵、調出守城、團練鄉勇晝夜巡防、外無

救援、內無可調兵、惟束手已待賊至、江蘇藩司聯英、兩淮塩

團

運司劉良駒均聞賊匪過九江、先後告病、九江、蕪湖、太

平均已失守、所過州縣不計其數、長江亦無沮格、賊匪

于二月初旬、紛々到省、困困城池、晝夜攻打、城內文

武官員嚴防甚緊、無如兵力不繼、至中旬、城遂陷、合

城大小文武俱巷戰、盡節、惟滿州城殺戮再慘、男女

人
幼孩、不留一人、百姓尚可偷生、高大房屋均為公館、男人

當差、或担水或扛擡物件、女人關閉一室、雖夫婦不能見一面、

二十二日揚州城失守、漕運總督楊殿邦鎮守、乘小舡至

清江浦、二十八日鎮江城失守、常鎮道胡調元不知去向、署

總督楊文定乘坐江舡避匿江陰北門外、亦不入城安民、亦

不_レ出_二一_一謀_一、以致人心惶惑、紳士等具稟請_四一_一要口_一防堵_三以

徠_レ僱_二上海艇舡_一為_レ詞、至半月余開出、然南京城牆、比_二於他省_一

高大堅固、長江為_レ池、明太祖高皇帝建都之地、半月以來

失_二於賊匪之手_一、此皆陸建瀛之罪也、所帶往九江兵勇、將

弁、炮位、一切應用之物、皆棄而逃回、以致守城之兵半月余、力乏

兵疲、不能禦敵、致有破城之日、此亦天降災殃、難逃_三數耳、然亦

未_レ盡人力、陸建瀛真悞國殃民、莫甚於此、意伝、聞死於城中_一、

不_レ能_二顯戮_一國典大便_セ宜_シ了、他常州、蘇州、人心不_レ一、匪徒兇橫、

署藩司倪良燿代弁集司鐘殿選俱于聞驚之先、將家

眷送出境外、後則閣城文武大小眷屬、以及鄉紳富戶署中

書吏人等家眷紛々遷移鄉間、民心揺乱、遷移者日夜不
レ息、匪徒乘間搶奪者亦有、惟署蘇州府世琅家眷未動、

連日驚慌、難于言状、街坊上行走之人、匪徒居半、穿華服載

大帽者竟無一人矣、婚嫁慶賀之事、暫行定止、二十三日始聞

欽差大臣、太子太保、提督軍務、兼理糧餉、節制各鎮、霍欽巴圖

魯、向榮到淳化鎮、安設大營於各要隘口、陸統分扎營寨、賊匪

在二省城內一凡遇大道緊要各門、昨已關閉、賊匪外少內多、時

放槍炮、似レ有二預備迎戰之勢一、停泊賊舡尚存不少、向大人分派

官兵、追捕東下賊匪、擒獲八九人、隨即梟示、軍令極嚴肅、兵

勢頗為二精銳一、二十六日、提台陳金授琦善俱已到齊扎營、

楊州鄧紹良提台扎營鎮江省城、突有賊兵撲營、被吾

軍知覺小挫其鋒、賊匪在聚宝、通濟、朝陽、水旱、西門、並孝

陵衛、紫金山、俱已扎營、各甕城內、藏有火炮、緊對城門、又

將城內、藏有火炮、緊對城門、又將城內外靠城一切民房、

尽行折毀、并正樑上架以木石、用繩索絆結、使人暗伏各執

其繩、以防四城破大軍擁入、由二屋下一經過三下、詭計多端、深為

莫測、二十七日、向大人將營盤移近省城、賊匪於省城外各營

築土城、深掘濠溝、環架鎗炮、極其堅固、併將能戰之長

髮賊、均調出外營、無分晝夜、防禦甚嚴、三月初四日、向大人

36丁

盤 領大兵將城外賊營攻破數處、賊兵入城堅守、探得、我軍營

盤與賊營、一如星羅棋布、阻隔重々、察着情形、莫能前往、惟於

阜處、遙望官軍大營、自通濟門外沙子岡、直抵孝陵衛、一

帶相接二十余里、連營數十座、聲勢雄壯、四面深濠圍繞、

密釘竹竿、并觀賊營、連絡正齊一如大營、無異相對、遙

々縱橫遍野、鎗砲極多、急切難攻、初七日攻破賊營兩

座、斬獲賊匪、奪炮械甚多、鎮江賊匪於初六日、在越

河搶劫米缸十三隻、沿城根一帶掘下深坑、埋藏地雷火

砲、以防我兵、又將各神像擡到城頭、用紅布扎頭、穿着

衣服、塔起營棚、作人守城之計、將數百小兒、在城上鳴

鑼打鼓、高聲喊呼、十一日向大人進兵奪七橋甕賊營

四座、是晚燒燬賊營一座、大獲勝伏、斬擒一千余名、即

令下川兵移於所奪之地進扎一面已逼近省城、而鐘

山兩花台賊營、已不能聯絡救應、楊州之賊亦被北岸

大軍破其二四營、賊鋒大挫、江面有逆艇、紛々駛下、欲赴

楊州救應、鎮江為南北要衝、急宜早圖克復、既可斷楊

州之路、并可保內河、一面知會鄭士魁、督令戰艇、由各路

會合進剿、數月以來省城、楊州、鎮江、三處攻戰、彼此皆有殞傷、

惟將楊州、鎮江城外賊營、多被我軍攻破、省城之外、賊營

亦攻破六七矣、楊文貞革職、在水營効力贖罪、後即不レ准着、解來京、サレ兩江總督怡良駐紮蘇州、シ理江蘇巡撫許乃釗、四月初京堂勝保奉命軍營、在楊州、至八月十二日、嘉定縣土匪滋事失守、經二吳縣丁國恩帶兵收復、又上海、福建、小刀會、戕官却獄、其初勢甚兇勇、統兵大員巡撫許乃釗臬司吉爾抗阿向大人差下總兵秦如鼎、川貴兵三千名上、亦不能指日克復、由夷人夾往兩回鬼叻、好不レ知二是何意見、十月中旬楊州克復、賊匪因水米不繼故、尽行竄出、至太平往廬州府、遂致失陷、安徽巡撫江忠源御紳呂賢基、盡節、勝保一路追之、賊匪由徐州山東并不停留、直至十二月、圍住保定府城、經勝保趕至殺退、又圍鎮定府、上命僧格林沁為欽差大臣、勝保為欽差大臣、接應、各路賊匪竄天津、獨流鎮、經勝保同二僧格林沁一殺敗、賊匪於阜城、經僧格林沁圍住、分レ股竄于山東臨清州、此四年正月咸豐甲寅事也、勝保追至臨清、城已失陷、圍住四面攻城、隨即收復、殺死賊匪數千人、余匪竄至徐州地方、勝保一路追之、沿途剿殺、直至豐北河口、賊遂無處可逃、以為水淺可渡、河泥游住馬足、遂生擒淹斃一無漏網、計共此服賊匪殺斃一万余人、此數年第一次大快人心也、勝保又奉命往阜城

之連城鎮、殺敗、賊匪又竄至山東高唐州、城送失陷、此五月事也、現勝保亦在高唐州、觀其大勢、待勝保南下、可一路蕩平矣、

粵匪大略終

按清太祖入寇、則明万曆四十六年也、立其國号、則明崇

禎九年、清天聰帝崇德元年也、以清順治十六年明永

曆十三年、明祚滅亡、而清聖祖即位、然尚鄭森在、世、干戈

未全收、支那全州之臣民赴京、慶祝太平者康熙九年也、

自康熙九年、至我安政三丙辰年、二百余年也、而自茲十數

○年前、已曠夷擾亂、天下惶懼、雖其戰罷、尋之而粵匪蜂起、

至今未易蕩平、然則清朝無為而天下治之間、自我天保戊

戌年、至康熙二十一年台灣鄭克一挾降之、逆算之、則僅得二百

五十七年也、居上而不驕、持滿而能節、難矣哉嗟、

②1

1

一別以來杳然屈指十五年也近來雨勝別而涼氣

彌增候先以弥御堅勝御坐可被成奉遙賀候隨而小生如旧依

然今年八七十一歲何之申分無之消日罷在候乍慮外

御休意可被下候 尊台樣御尊之事折々承知仕雀躍

39
丁

罷在候御近辺なから御疎情呈書も不仕候○高島

秋帆生^云之事何共可申様無之候処此両三年以前

御免^ニ而^三蕪山県令御引受右御邸中^ニ被居其後ハ砲

術御用^ニ而^三隔日^ニハ^四御城^江被罷出候様^ニ風説承知いた

し候書付等見候訳^ニハ無之候^三尊台様^ニハ委曲御承知

御文通等も被成御儀哉と遥察罷在候御手スキも御入被成候

ハ、秋帆君御様子御聞ケセ可被下候様奉希候長崎表浅五郎

子など如何哉是又様子も寂々不承候是も御承知^ニ御坐候

2
ハ、御聞ケセ奉希候○江戸表去月廿五日夜大風雨其節

品川芝鉄砲洲本所深川浜町辺之事追々承知恐懼仕候

尊藩^ニ而^三ハ本所横あみと申処^ニ御邸御坐被成候様^ニ奉記何れ之

辺^ニ御坐候趣本所^ニ而^三ハ定^而潮水御蒙りと奉察候御破損杯

ハ如何且又右之節明石侯御邸御出火と承知仕候右火之儀ハ

尊藩如何何も御障り被成候事ハ無之^ニ哉奉伺度御坐候^卷敵藩

八丁堀邸^ニ而^三長屋三棟築地邸^ニ而^三二棟潰れ尤築地邸^ニ而

八床之上^江式尺二三尺も水上り往来之処ハ乳丈ケ腹丈ケ之処も

有之と申来り候死人ハ中間体之者^ニ而^三三人と申事^ニ御坐候

3
○此度突然呈書仕候子細ハ^ニ尊藩御領分之者之由勇次

郎作蔵と申両人之者重墨利加^江漂流ネウヨルク之事杯

40丁

詳密相咄候趣ニ承知仕候右ハ定_ニ漂流中之事ネウヨルクニも
限らず一冊之書ニハ必ず出来候半儀と奉存候右一冊之書

も有之候ハ、必 尊台様ニハ御所持可被成候半と奉遥察候若
し御所持被成候ハ、何卒恩借仕度奉希候御近辺三四日程之
事ニも候得ハ騰写之上早々返納可申上候右勇次郎作蔵ニハ

直様蛮狄之山水ハ勿論海口砲台城堡屋宅之様など御

聞も被成候哉御聞も被成候ハ、即 尊台様之御筆記も可被為在
是亦相成候ハ、恩借仕度奉希候前文申上候通り三四日程之
事故草鞋竹杖ニ罷出御清談奉伺度遊免飛動候得

共老衰容易ニ鶴程ニ上り難く残念奉存候

- 4
- 仙台秋田南部津軽四侯之蝦夷地陣屋追々造立津軽之
陣屋地ハ至極宜敷水之手も十分と申事南部ハ地面悪敷
出来兼と申事之由全体南部ハ万事拙き藩之由領分境之
公事抔有之度ニ津軽ニ掠め取れと申事也

丙辰箱館風説

5

一 二月下旬より追々洋中ニ諸国帆影相見へ同月廿五日箱館江英

船二隻入津大フレカツトニて仏国都兎格独逸等軍艦碇

泊可致旨申候由

一 四月廿日夕刻箱館江仏蘭並船二隻入聞同廿三日出帆

右滞在中水夫体之者十三人上陸市中徘徊青物塗物等凡式百

三十両斗買入其後酒店^江入り大酩酊^ニ及尚又小間物菓種商

ひ候家^へ入乱妨狼藉いたし其上主人^并下人^江手疵負ハセ商

ひ物盜取立去候^ニ付御奉行所より右始末船中主将^江御懸合^ニ相

成候処上陸乱妨之者不殘繩^ニ縛^ニし御役所^へ差出御国法通

御勝手^ニ仕置可致様申出候由依之沖之口御番所^ニ其儘擲置

一日を経て船中^へ御返し^ニ相成候処船中^ニて一日帆柱^へ釣上ケ市中

^へ向けて晒置候由

一 同廿四日イキリス軍艦四艘入津同廿九日出帆

右滞泊中青物^并塗物類凡式百両斗買入箱館より式里程東北^へ

端船を以^而遊行仕何村とケ^へ上陸茶店^へ入り飲酒之上乱妨いたし

且品物盜去候^ニ付御奉行所より其趣船中^へ御懸合之処フランス

《41丁ウラ上部》

沖之口番所とハ

箱館港口之角

之舟役所^ニ而

松前領之時^方

余程壮麗な

る建もの之由

同様に致し候^ニ付御奉行所^ニ而も同様に御取計之由両船共盗物ハ
 価を以返翰致候由価も貳層倍^ニ致返し候由

一 同廿五日朝五ツ時御奉行堀織部君及四家警衛之頭役立^(三)

從百八十人御用船^ニ而滯泊之イキリス四隻之内本船へ御乗入發
 砲御所望有之則本船より端船を出し西之方凡三十丁沖手^ニ出

し何ケの様之ものを立置て壹貫匁より七貫目迄大砲七發

致候処或廿丁或廿五丁位^ニ而玉落一發も中らず岸上見物

(本ノママ)

八幡ヲ云

之者存外之事^ニ而大笑之由也当地^ニ而ても西洋人とさへ申ハ砲中

より生来候様^ニ申居候処右之体眼前見物始^而西洋火術之さして

恐るゝに足らざる事を諸人承知致候由

一 蝦夷地受負場是迄七年限之処向後三年限と相成り又運

上ハ漁事多少^ニ依^而増減有之由被仰渡

一 蝦夷地夷人之儀是迄夷人と唱候処向後ハ土人と改唱へ呼名之

儀も御国同様^ニ仕替前髮鬚剃取日本人同様^ニ可仕様被

仰出候^ニ付其方共請負場所之儀精々相諭し穩^ニ漁業相

宮候様取計可仕事

一 蝦夷地漁事五十年來之大漁^ニ候処漁業衆中彼地引越之諸

家人数多分通行^ニ付荷物運送^ニ人夫を取られ漁業空敷大

利を見なから見遁し残念之由「ヲタルナイ」第一之趣

一 今般於江府蝦夷地移住之人御旗本高祿之方五十家御撰出

し六月中引越可致旨被仰渡右ニ付松前等身柄之者御宿可致様

御内意有之候事

右ハ江州之者^{ニ而}松前^ニ店持居候者六月廿一日船便^ニ申越候

と申事^{ニ而}江州一友人より之来書中^ニ有之抄録いたし

備御笑覧候右之内御旗本高祿之方五十家移住之命

有之事ハ如何候哉豚兒四月下旬帰国之比未御沙汰無之候哉

何共承り帰り有之候^{云云}

右箱館風説ハ御承知^ニも可被為在遼家とハ奉存候得共小生ハ

甚奇成事と存候間呈^(三) 雷覧候若し未夕御承知^ニも無之候ハ、

雀躍仕候○長崎之事ハ如何洋船入津候度毎^ニ詳密御耳^ニ入

候哉小生ハ風説書等手^ニ入り候手釣無之候弊藩之者一人昨年

来彼地^江罷越折節無下候の事聞へ候得共一向^ニ疎成事^ニ御坐候何ソ

奇説御聞被成候ハ、御聞ケセ奉希候御書付等ハ写取候ハ、返上

可仕候○前件勇次郎作藏之事書面御所持被成候ハ、拝借奉願度

呈書仕候追々涼氣相加候間折角御身□面專一奉遙祈候恐惶

謹言

九月十六日

青木一郎大夫

44丁

43丁

重威（花押）

村上定平様
侍史

又云去月十四日八月色嬋娟中秋甚雨無月十三夜ハ暮

合比より暫之間痴雲之中より大概ニ見ヘ候処五ッ時比ハ満天

之雲一向ニ賞月処ニハ無之候其暁も御同様と奉存候

6

○海防策丑年以來夥敷出来悉ク御披覽被成候半と奉存候

小生杯ハ何事ニも拙ク疑惑ノミニ御坐候佐藤玄海と申者之著述

ハ如何御覽被成候哉小生見候書之内玄海程陸戰海戰之事親切ニ

論し候書ハ無之候 尊台様ニハ砲術御鍛練ニ御入被成候御咄故玄

海杯之説も明晰ニ是非御論し可被成是等も何卒罷出拜面ニ

奉伺度と心懸罷在候へ共何分他邦江客となる事乙甲是ニハ残

念御憐察可被下候以上

冬吉田御城下江ハ一日ニ御往来被成候哉吉田御藩ニ御懇意ニ御交り

被成候御知己ハ無御坐候哉是亦奉伺候

②② ○ 丁巳三月七日赤羽根村方差出候浦觸写

浦御觸書之写

一 異国形蒸気仕掛觀光丸御船三本櫓日の丸

45J

之印相建所々乗廻し候節浦々湊繋り等之節
諸事差支無之様取計此触書刻附ヲ以早々
相返し触留ら最寄御代官江可相返之も
の也

正月廿八日 因幡御印

筑後御印

左衛門御印

無出座

加賀御印

河内御印

武蔵

相模

伊豆

駿河

遠江

三河

右海岸附

御料

私領村々

寺社領

名主
組頭

②3

浦御触書之写

一 藤堂和泉守製造異国形之船檣式本白地黒

餅之帆印 艦之方^二日之丸小幟^{并鳥毛之下^二}

宇田紙五幣附候船印ヲ建角星之小幟立

通船致候条其旨相心得湊掛等之節八定

例廻船通取計別紙案文之通請書相添刻

附ヲ以早々相廻し触留方最寄御代官へ相達御

勘定所へ可相返者也

巳正月廿八日

因幡御印

武蔵品川方

筑後御印

相模

左衛門御印

伊豆

無出座

駿河

加賀

遠江

河内御印

三河

尾張迄

②4

○

旧臘押詰^三下田奉行岡田備中守伺^二出府有之米利人

七人とか参り段々交易場其外願有之備中守吏才^二任せ

段々弁し籠牢候処米人段々意を述候て申候^者日

本^者存外之不実なり備中守如き不実の人心接之要

46
丁

地に置候を見れば台閣人皆不実なり左候得^者此国^二
彼是交る事なし本国を船来候ハ、一同引はらひ可申
又兵を率ひて来るへしと申候^二付備中守手^を
摺てあやまり候と申事夫^二付伺^二出候よし^二逆も備中守
の手際にハ参間敷と申事也

②5 ○ 蝦夷人表向服して其実ハ感服なく只頭ヲ剃り半髪^二し
脇指挿さ、せて褒美し又式百石斗田地出来候其米
を式俵斗り江戸へ御廻候^二して京 伊勢へ献せられ
たりと右二条松遊子文中^二有之

②6 一 或諸侯御伺^二海岸御備へ^二大砲^者西洋之器を相用
可申候得共陣割^者家政之法ヲ相用申度旨被 仰達候
处此段^者御聞置難被成之旨御老中御対之由^二承
候岡崎長尾咄刈谷中島方承ル

②7 ○ 天明八申年五月松平越中守定信上京の時伊勢路^二てある武家
に憩ひ給ひしに其家の床^二一軸あり自在鍵に鍋を掛人々相寄
何か烹飪のやうの画なりけれハ定信みづから染筆して

47丁

此尻^三二度焚ハ天下平也焚さる時ハ民苦しむ焚されハましわり
 少しみたりに焚ハ家亡^二す高き家の御製も此尻より出たり貴賤
 貧富みな此尻にあり

よきになあしきになよなへて世の人の心ハ自在鍵なり

⑳

○ 或人の書るふみ^二無事にして家の貧しきハ事有て家の富る

にまされり無事^三して茅屋に住めるハ事ありて玉堂^二住する

に勝れり無事^三して麩飯を食するハ病ありて良薬を服する

にハ勝れりと見へたり

㉑

○ 美濃の国の人のよし説人知す或ハ賤しき身に昇を志たる人^江

いましめ贈りけるとぞ

実のるほど稲はふすなり人ハたゞおもくなるほどそりかへりけり

㉒

○ 心の僻みたるといふに品々あり一には善悪をいわす我いゝ出せる事

をたかへじとのみ思ふ是也二は人の直^二よきことを説をうち

ほゝゑみて表ハさよふなれとも内ハ此事をとゝのへハ彼か身には

能事ハあり是ゆへに事を彼に寄て説とおもふ有り是ハ疑より

発す智たらずして其人の胸中を能見しらさるゆへなり^三ハ

兎^ニも角にも人の諫に随わさるあり是慢より発す慢は自の智の分限を知らず我を高上に思ふか故なり四ツには我より勝れたる人を見てハ共^ニ及ん事をたしまずしてそねましくのみ

おもふて其人の悪事説く五ツハ善悪をいわず我に随ふを以て善とし随わさるを以て是をそしる六にハ小事のうらむまじき事をうらむる深く恨むへきをうらますことわりなきを理らず七ツは我か人の用に立たる少しきを以て大なり

とし人の大恩を以て恩とおもわす八ツは私を以公儀を輕しめ国の法を以て是をいましむるに仇をむくわん事を思ふ九ツは我は親に孝なく主に忠なく兄に礼なくして下様の人に向て我に忠なく子の我に孝なく弟の我に礼なきを

言て是をいかる十には我か大失を嗜まず人の小失を説く此十を始^ニして無量なり皆以て僻りとす又若き時僻

ざる人老てひかむる事あり是案するに若きときハ氣盛なるによつて是をたしなみ又^者上に恐れてひかみを顕さず然る^ニ老ては氣も衰るによつて嗜の怠る故也又恐る、人なくなる故に僻事あり皆愚より発す人ことに嗜むべき事^ニや

48丁

③① ○ 覚悟ある人は事変に臨て驚かず覚悟なき人ハ狼狽し

て度を失ふなり一点の火にても思ひよらざる時手に当れば

驚て色を変す大の灸にても覚悟して炷すれハ驚く事

なし古人の書をよみ人物の邪正得失を弁し治乱興

廢の迹を見るハ皆我覚悟する工夫なり道に古今道理に内

外なし事迹ハ同じからざれとも道理ハ一に帰するなり

今川義元戰場にて何某を召ものみに遣スに先陣戦ひ始りし処なり

逃れかたく鎗を交へ首一級を得て返る義元大にいきなり敵勢を伺ひ

速に帰るへしと命せしに己の功をむさぼり忠義の心なし軍法に行ふ

べしとあり彼士しほれたる体にて側の人ニ低声にて家隆の哥に

刈萱の身にしむ色はなけれども見て捨かたき露つゆの下折れ

斯唱へしかハ義元ますくいかり何をいふとありしに近臣其事を告し

かは暫く沈吟して忽怒色はれ届ざる事なれ共急そつ間家隆の哥

を思ひ出せしに名誉なれとて罪をゆるしたり此人ハ急卒の間ニ

古哥引志を述しハ覚悟ある人也

③②

○

立花竜虎齋常ニ息女に教へ給ひしハ女なりとも士の妻たる

たるもの事ある座に居合せたる時取乱したる体ハ見くるしきなり

さよふの時ハかゝる坐ニ有合せたるに殊ニ冥加の事哉と先思ふべし

扱其後に事いかよふとも相応ニ取計ふべし若如何がなる事と動転

するゆへに取乱したる体も有なりと教へられしハ意味深き名立
なり

③③

○

或人朝鮮の役に軍用乏しくして黒田如水に金子五拾両を借り
帰陣の後返金せんと黒田の宅へ越けるに折から到来とて鯛壹枚
を家来持出披露しける如水言三枚ニおろし身ハ塩にして
貯ふべし骨の処ハ此客人ニも我等にもたせよと申ける彼
人心^ニ扱々吝嗇なる事哉と賤敷思ひける扱彼五拾両を返さん
と差出厚く礼を述けれハ如水此金をさらに請取ずして
曰我始より此金をハ進上せし積りなり軍用ニ立し上ハ費^ニあら
ず金銀の徳我におゐてて満足^{（符）}至極なりとて終ニかたく辞して
受ざりしとなり是等を以て儉と吝との別を知るべき龜鑑
とすべし

③④

○

板倉周防守京都所司代 御免之節六ヶ敷公事四ツ五ツ不捌
して自分の存寄を委細ニ書付置後の令尹牧野佐渡守^{江談}
し佐渡守御役初に右の公事共捌きける京都の沙法ニ周
防守さへ捌き兼候程の公事を当所司代早速明白ニ捌れ
けるとて上下誉事^ニ致しける由 案^ニ周防守武士の情^ニ能
通達せし名将なればなり

49丁

- 明德も明らかなるやはつ日かげ」民もあらたに向ふくひ法け」
- 切れて行風ハ丘隅ニ止りて」性ハ善なり恩を知る犬」
- 晴渡る月や彼淇のくまもなく」緑竹猗々と置くしら露」
- 其苗も碩ふ秋の実のりして」江戸見物の毎事二問ふ」
- 仮住居奢らんよりハむしろはり」富貴ニ素してまたもほしかる」
- 父母在すゆへに金箱亮カウにする」深川きつて遠く遊はず」
- うき中ハ隠れたるよりあらはれて」暴虎馮河て茶する時」
- 鳶飛て天に油揚あがるなり」蔬食を食ふ木曾の道中」
- 楽みハかた／＼ならず月と華」日々にあらたにもゆる若草」
- 定つて能静なりはるの雨」君々たらず猪牙ニ大名」
- よまれたる鼻毛ハ賢を賢とせず」徒然の氣を茶事で養ふ」
- 絵の事ハ素人ニしれぬ筆のあや」瀬田と矢橋の百歩五十歩」
- 牛を見て羊を見ざる鳥羽繩手」鷹野の鶴の不幸短命」
- 此人に此病ありなき上戸」己に克て灸をこらへる」
- 魚淵におとる八幡の月今宵」邦幾千里をこへて初雁」
- 民ともに汝を見るぞ勝角力」其争や今宵惣あげ」
- 囁きもするな必らず隣あり」簞笥壺醬で野かけきらめく」

○ 礼の用和してたのしむ花の下」 仰げハ高き君か代の春」

③6

丁巳江戸評判

閣老刀劍目利

△ 備中国住

持まへの直刃に出来し青江物出直り故か切れぬ評判

△ 伊勢国住

村正は天下に仇の乱れ焼きすり上物で化す似せ物

△ 備前国住

一文字すかた位ハよけれども地金すかれて末ぞみじかき

△ 大和国住

則長ハ五の目乱れにひんもよく人の目に付後の切れあじ

△ 南紀伊住

広直ニ艶も匂もありながら地金の知れぬ初代国重

③7

一 辰五月廿四日比信州筑摩郡之内諏訪様御領地二而旋風

二而人家三百軒程卷倒へ土蔵類も悉く損候由又同日

草津温泉場杯将基の駒の大なる雹ヲ降せりと志満

津藤四郎六月十二日草津入湯ヲ帰りかけ宅へ立寄直咄也

51丁

50丁

③⑧

一 同六月下旬当領分大草村^二漁夫共魚の聚会^一 俗色身を

見懸ケ網ヲ掛テ引揚けるに網中鯖多く入りたり其中^二長サ

凡ソ七八尺の蛇鯖^一をくわへて首を起し立たり衆人

驚きけるが打殺^三さ魚漁^一の妨^二もならんかと許して海中へ

離ち遣したりとそ其形ち首^一方言^二山かゞしといふ

蛇^二似て並の物方少し太き位尾の方^三至る程太きもの^一

尾末之方ハ大なる鼠とりといふ蛇の大なる鼠ヲ吞たる

如く太くなりたり口ハ形よりも多く開きたり足四本あり

前足ハ少し短く跡足ハ長サ式寸余もあらん水かきありといふ



如図此網元 後^二承れハ足ハなかりし
といふ説也尤可然なるべし

③⑨

一 当春の事か奥州蝦夷箱館^二英吉利人上陸致し市中徘徊せし

に南部侯の臣と互^二何か争論出来南部臣も拔刀及鬭争

候処終^二盛岡臣英人の為^三一壺人打殺されたりとの噂専らなり

此時双方共五六人ツ、の出会なりと聞り

④⑩

一 英吉利人ハ兎角気荒^二已^三下田港^一も 我国出張の官人

銃炮手續之演習致居候時英船来り居右演習ヲ見て弾薬

ヲ装するとして先方^ニも彈藥ヲ装し銃口ヲ我方へ向ケ已^ニ一戰
ニ及ハんとせしか^者衆人種々言ヲ尽して弁すれとも一向不
放故与力某罷越当方^{ニ而者}毎^ニ銃砲手続之演習致候貴国^{ニ而}
も定メ演習あるべし決^而彈藥ヲ装し候事ハ無之と断けれハ漸々
ニ承諾したりといふ

右二条六月廿八日西郡小笠原多守来直話なり

52
丁

④1 一 八月十三日着松岡書状之内ニ去月廿一日下田湊へアメリ

カ船着コンシル参候相公へ呈書あり又魯英^{イロイロ}抔

之戰爭ハ和シアメリカロシヤハ英抔之有と相成申候又

英国之伝言ニ昨年之使將心得違^ニ付罪せられ此度

改めて使節掛合可申軍船十八艘率ひ参り品々寄

下田へ可参との事也

④2 一 八月十八日稲石良七江戸を帰り今日来り噂^ニ五六日前

三 払郎察船十艘下田へ参候由長州の飛脚通り

咄し申候

④3 一 辰九月在府中伊藤春庵咄^ニ備中之国

村上範致「安政内辰聞見雜記」三 翻刻(2)

方人形人參といふ生出し水府老公へ二本

献せり春一見せしニ頭形眼目手足殆んど人身

ニ似たり陰部も略形ヲ備われハ是の生する山林

ハ山形ニ而知る、と某のい、候よし彼山ニ者沢山

あり外之山ニも出すべしといへり葉ハ御種人參等

ニ似たりと定メテ如此靈草故藥品ニなるべしと也

④④

一

九月廿日夜松岡宅へ山静来咄ニ過日藤右衛門か

乗候スクネールハ箱館方蝦夷地乘廻し帰国故来月

中旬か末ニ無之ニ而者帰国も有之間敷能き仕合ニ而過日

之大風頃ハ箱館ニありて難風ニも不逢由又其後一艘

出帆ハスクネールハ相馬沖とかニ而廿五日大風ニ出逢

大風雨之内海中方火の玉無数飛廻り船中恐怖

船中一同髻ヲ払ひ神仏ヲ祈りしに帆柱一度ニ

吹折れ候と其儘陸地へ吹寄船中ニ者家猪も沢

山積置候得者是等迄無事ニ而船ハ少しも別条なく

人数も恙なく着し船頭之中ニ而右之注進ニ来ルニ

逢て聞たりとそ全檣の有之内ハ是ニ大風懸り

船之動揺張かりしか折候と直ニ陸ニ吹寄たれ共船か

別条無之堅剛なる事知るべしといへり予東行

之時金川宿海辺二而薩州の軍船 水府公之軍

船大風二而浅砂吹上ケ沈み候を堀り候を見又築

地辺三而 公儀之御船并薩州之船陸へ吹上ケ候

を遠見せして船の損所も無之由但し金川之

御船ハ檣損し候由ニ候得共諸客船等ハ悉く損候

如此異国形の船ハ全き事実ニ製造之堅実ニよる

なるべし又火の玉の出し事ハかゝる洪浪の時節

ハ海塩方サルベートル気エレキテルの気等發出して

火の如ニなるといへり扇橋伊賀侯藩八木剛助も火光

を見たりいへり

④5

一

蠟燭ヲ製スルニ銅乱三而外套ヲ作り是ニ蠟ヲ容してつき込ハ
其儘出来也極宜敷出来する也

④6

一

櫃ハシを植るに畑へ莖ヲ敷其上ニ土ヲ撒し其上へ蠟種ヲ蒔置ハ其上ニ土ヲ置藁ヲ覆

雄木ハ根直ニ莖ヲ通して午房ヲ如く長ク延び雌木ハ其根莖

上ニ散布ス是ヲ以男女之木ヲ知り女木ヲ樹芸する也櫃ハ
莫大の利ニ而夷邦迄ヲ利とする処なりと例の長藩明

良遠浜松^{ニ而}施し十万本植付申候間 君公も別^{ニ而}御世
 話有之候由櫛ハ塩氣の多き所程宜敷由

54丁

④7 一 九月
 英国使節船此度長崎へ来り願之筋ハアメリカ同様之御取

扱^ニ相願大坂へ商館ヲ相立右交易ヲ初メ度旨兼^而清朝戦

争之船将^{義律}エルリラツトを惣督として来り中々六ヶ敷申由^{ニ而}去ル

日大目付某氏も長崎へ出立有之由^{ニ而}先年ホンコン^{ニ而}ペルリ英人

と出会の節 皇朝通信之事咄候処何分日本ハ固偏之國故六ヶ

敷かるべしと申処先致し見るべしとて参り如此開ケ候^ニ付此度ハ英人も

是非願通り達せずハ外諸國へ対し面目立不申間身命ヲ投ても願候由

若御聞入無之時ハ一戦之極候哉之由風説有之官府^{ニ而}も殊の外

御痛心之由^ニ噂有之

④8 一 当春箱館^{ニ而}南部之門番英人^ニ相殺されしハ実事なれ

共不死体^ニ取なし候由英人ハ余國方ハ別^而強暴^{ニ而}官吏之

制するをも一向聞入れず人家へも無体^ニ入込飯食ヲ為し

婦人坏の居処へも至り不構談話等して傍若無人なれ共致方

無之已^ニ南部出張之官へ来り候故衛吏拒ケ^ニ三道具等持出す

候処ヲ棒の如き者ニ南部人の眉間ヲ打割リ即死せりとなり
英人ハ長大強壯白面ニして衣服杯も至而美麗ニ而
皇国人ハ如何ニも野鄙ニ見ヘ候由噂有之

④9

一 先年下田^へ来り候魯西船船底^ニ  如此穴の明きたる

長角鉄ヲ多く積めり是船の沈みニ致し又風烈^ニ而錠不

持時此鉄ヲ穴の所^へ糸ヲ通し錠ニかへて海中ニ投し船ヲ止ル
用意之よし

⑤0

辰

一 九月廿六日斎藤弥九郎方^ニ而長州藩桂小五郎蘭学者蔵六杯一

一 酒宴之処小五郎方^へ手紙ヲ以申越^著於長崎英人乱妨之時

恥ヲ受候間御憤り有之打払候^而も不苦候哉之儀佐賀侯ヨリ御伺之処苦敷候趣故御固

メ御人数引払御台場返書仕度旨届有之急便ヲ以申

来候趣尤佐賀^ニ而軍船ヲ以固候処是ヲ突拔上陸之趣

55
丁

⑤1

一 九月廿六日承之
箱館^ニ而も当六月英船方三四十人上陸之処各カナキンの如き白衣ヲ

着し丈ケハ 皇国人より八九寸ツ、モ高ク顔色潔白ニシテ至^而人品

宜敷美男子也且勇氣ありて南部津輕の官吏ニ比すれハ高貴の人
とサンピンとの如く格位違へり而して市中横行し酒店等あれハ
樽ヲ足ニテ跳テ樽蓋ヲ脱し縦ニ酌飲し人屋何レへも通り制すれ共
不聞入見あるき官衙ニ至る事を制し門ヲ鎖せハ老人摒際ニ立
其肩方段々ニ館内ニ飛入り御奉行等も制する事不能よし且
英人ハ外国中ニ而も勝れて気量芸術相勝レ候由斎藤弥九郎方へ館レ箱
詰之者帰り咄なり

⑤2

一 九月廿七日承之

此度英船長崎港へ渡来ニ付大目付土岐丹波守様御勘定奉行川路
左衛門尉様同水野筑後守様御目付岩瀬修理様御出張之由尤此
御方々様ハ御人撰之由ニ噂有之

⑤3

辰七月

一 下田へ渡来の蒸氣フレガット船のコンシユル官へ御目付岩瀬修理様
御応接有之商館建筑之儀彼是御対談之処コンシユル申候二者一体
長崎下田等々ケ所斗り二者無之國中へ十ヶ所余も借地致べく存候
処彼是被申候ハ、借用不致候とも宜敷近タイキリス船数艘ヲ以乗込
及掛合可申候間其心得ニ可被居旨答へ一向不取敢候ニ付修理様も大ニ
御当惑夫方御勘定奉行川路様水野筑後様水府老公へ御談シ相成候由

老公^{ニ著}品^ニ寄候得^者英船有無の論なく品川沖へ乗込も難計の旨^{ニ而}御内々御用意有之候趣菊地内咄有之候

⑤4

一 長崎方九月七日出掛川近藤算悟方書状御江戸へ着之内先月六日英国船四艘入津フレガツト壹艘跡三艘ハコルヘツト内蒸気船二艘両度応接も御坐候間市中徘徊も願之上上陸致候如何の願筋^ニ候哉一向不相分候昨年式拾艘も入津之由和蘭国本国方コルヘツト壹艘商船式艘入津湊内ハ両国之船合て七艘誠^ニ賑々敷由英船ハ十八日出帆の由和蘭本国船も下田へ入津之由^{ニ而}出帆^ニ相成申候条申越江戸^{ニ而}承り候^{へ著}長崎^{ニ而}帰帆^ニ相成英吉船如何致候事ハ壹艘九月四五日比立^ニ戻り候趣承り申候

56J

⑤5

一 辰

鼠山訓練^{ニ而}松平河内守様御嫡子薩州陣營の繩張中へ御入なされ薩之軍師怒て抜刀し己^ニ危く見候処所々を救ひ其場見合^ニ相成候得共何分薩州方^{ニ而}承知不致大^ニ六ヶ敷由庭木貫申来り咄

〔56〕 辰 一 過日長崎へ英人上陸之節市中徘徊被差免候処所々暴行致

し皓大寺と申禪寺へ参り土足の儘堂中を横行致候ニ付伴僧共大勢

罷出棒ヲ以英人ヲ追退け申候処夷人ハ逃去り申候然るを驗使之役人

住寺ニ面会致し度右様之致方ニ而万一夷人憤怒候時ハ大なる害を引

出し可申とて住寺へ面会篤と申聞度申候得共住寺申ニ者夷人ニ而も何ニ而も

不法之致方ニ付寺法通りニ取計ひ申候間決而御驗使等御構ひ有之候筋

ニ無之依而御面会致スニ不及とて一向不取敢候ニ付役人大ニ困り候由也

長崎方申越候趣

〔注〕

1 村上範致（一八〇八一—一八七二）幼名を喜之助といい、通称は定平、諱は初め貞輻、のちに範致。清谷と号する。のちに家名の財右衛門を襲名する。田原藩の軍備を西洋砲術へ改革する。下級藩士から、家老まで出世した。『田原町史 中巻』（田原町文化財調査会編、田原町教育委員会、一九七五年）一〇七九—一〇八六頁。

範致が記した記録に「安政乙卯聞見雜録二」「安政丙辰聞見雜記三」「安政四丁巳聞見雜記四」「安政五戊午聞見雜記五」「安政六己未聞見雜記六」「万延元庚申聞見雜録七」「文久元辛酉聞見雜録八」「慶応四丁卯冬聞見録」があり、総称して「村上範致聞見雜記」といい、村上範致古記録研究会において翻刻を進めている。

2 本稿は、佐久間永子・鶴飼尚代「村上範致「安政丙辰聞見雜記 三」 翻刻(1)」（名古屋外国語大学論集 10号）名古屋外国語大学、二〇二二年）三四五—三八四頁の続編にあたる。

3 『田原町史 中巻』一〇八四頁

- 4 『日本史総合年表』、吉川弘文館、二〇〇五年、四八二頁
- 5 『日本歴史大辞典 2』、小学館、二〇〇〇年、五八五九頁
- 6 高島秋帆（一七九八—一八六〇）江戸時代後期の砲術家。諱は茂敦、字は舜臣、通称は四郎大夫、秋帆はその号である。はじめ荻野流砲術を学んだが、のち出島の蘭人から西洋砲術を学びこれを高島流砲術とよんだ。高島流砲術の隆盛は幕府内部の守旧派の忌むところとなり中追放の判決を受け、武州岡部藩に預けられた。ペリー艦隊の来航に伴い江川英竜の進言により赦免され、通称を喜平と改め、のち講武所砲術師範にあげられる。『日本近世人名辞典』、吉川弘文館、二〇〇五年、五四七—五四八頁
- 7 増田渉（一九七九）は、『満清紀事』と『粵匪大略』との二部によって、太平天国のかなり具体的な状況が嘉永・安政年間の間になが国に知られるようになったと考えられる。と指摘している。『西学東漸と中国事情』、増田渉、岩波書店、一九七九年、一三六頁
- 8 青木翠樹（安政六歿74）のこと。青木重昌の第三子、名は重威、字は子彪、通称長五、後に一郎大夫という。兵学を平山平原（名は潜、通称行蔵）に受け、又た元祖青木七兵衛以来家伝の念首座流剣術の外に槍術をよくし、藩の師範となった。又た詩及び書を善くし、安政六年（一八五九）六月十七日、七十四歳で歿し、東方円妙寺に葬った。『桑名市史 本編』（三版）、近藤奎・平岡潤編、桑名市教育委員会、一九八七年、六二〇—六二二頁
- 9 村上範致古記録研究会において二〇一八年五月から二〇一八年十二月に輪読し検討を加えた成果である。研究会メンバーは、左記のとおりである。

秋元悦子、砂川亨、鵜飼尚代、黒川秀雄、佐久間永子、塚原美根子、仁田紀生、林由紀子、福田花子、堀尾裕真、吉川将。

翻訳担当者は、秋元悦子、砂川亨、鵜飼尚代、黒川秀雄、佐久間永子、塚原美根子、仁田紀生、福田花子、堀尾裕真、吉川将（敬称略五十音順）。
- 10 鵜飼尚代、佐久間永子「村上範致と著述古記録に関する基礎研究」（『名古屋外国語大学論集 2号』名古屋外国語大学、二〇一八年）三〇五—三〇六頁